

徳島県産品ブランディング力向上事業 企画提案募集要領

1 業務目的

大量生産で安価な商品を求める量販店に対して、生産量が少なく洗練された商品を求める百貨店や専門店等に商品の販路拡大を図るためには、経営計画とターゲットを見据えた上で、商品のストーリー性やデザイン性など、付加価値を高めるブランディングが重要である。

そこで、徳島県産農林水産物の加工品製造業者や学生等を対象に、経営からブランディングまで一体的に学べる講座を開催し、企業自らのブランディング力を生かした好事例の創出及び県全体のブランディング力の向上に資することを目的とする。

2 事業実施主体

徳島県

3 事業実施形態

委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

4 募集対象事業

（1）委託業務名

徳島県産品ブランディング力向上事業

（2）委託業務の内容

徳島県産品ブランディング力向上事業仕様書のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

（4）見積限度額

8,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

※ 県の令和7年度予算の成立及び国交付金の交付決定がなされなかった場合又は減額となった場合は、本事業の全部又は一部を実施しない場合がある。

5 委託契約の方法

（1）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（2）契約相手方の選定

公募により企画提案者を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

6 委託対象経費等

（1）対象となる経費

ア 事業実施に必要な経費として、人件費（給与・賃金等）、報償費（謝礼等）、旅費、需用費（消耗品費・印刷費・食材費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料、委託料（他の団体等へ委託する場合は、事前にその都度協議が必要）等

イ その他事業に必要と認められる経費

ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

（2）対象とならない経費

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費

エ その他、事業との関連が認められない経費

7 参加資格

応募者は、業務を効果的、効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は 連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。なお、（3）、（4）及び（5）エの要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (10) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

8 スケジュール

令和7年2月28日（金）	公募開始
3月10日（月）	質問受付締切
3月12日（水）	参加申込書等提出締切
3月19日（水）	企画提案書等提出締切
3月下旬頃（21日から27日予定）	審査委員会（プレゼンテーション審査） ※オンライン対応可
3月下旬頃（24日から28日予定）	審査結果通知
4月 1日（予定）	契約・業務開始

9 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類、部数及び提出期限

仕様書を踏まえて次の書類等を作成し、提出すること。

内 容	サイズ	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	A4判	正本1部	令和7年3月12日（水） 午後5時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） （ア）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し不可 （イ）個人事業者の場合は個人事業開始届の写し （ウ）会社概要が分かる書類（パンフレット等） （エ）直近2期分の決算書又はこれに類する書類 （オ）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書		正本1部	

(カ) コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）			
ウ 企画提案書（様式第2号）	A4判	正本1部 副本7部	令和7年3月19日（水） 午後5時必着
エ 類似業務実績調書（様式第3号） コンソーシアムの場合、構成員全て	A4判	正本1部 副本7部	
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）	A4判	正本1部 副本7部	

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県農林水産部とくしまブランド推進課 販売戦略担当
電話番号 088-621-2431
ファクシミリ 088-621-2856
E-mail : tokushimabrandsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

10 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出等及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- キ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当法人等との契約関係が生じるものではない。
- コ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- シ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- ス 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

1 1 応募に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第5号）により行うものとし、9の（3）に示す提出先まで、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

1 2 審査及び結果通知

(1) 審査方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募者が多数の場合は企画提案書等の書面審査を実施し、その結果を基にプレゼンテーション参加者を選定する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査が実施できない場合には、別途通知する。

(2) 審査基準

審査委員は、次の観点に基づき審査する。

ア 事業目的及び企画案の妥当性・有効性

イ 事業運営にあたっての計画性・実現性

ウ 類似業務の受託実績

エ 経費積算の妥当性

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 3 契約の締結

(1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

(4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で契約を締結する。